

## 会 議 録

会議の名称	令和5年度第2回豊中市環境保全審査会		
開催日時	令和6年(2024年)1月31日(水)(13:30~14:45)		
開催場所	豊中市役所第二庁舎3階第大会議室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可
事務局	環境部環境指導課	傍聴者数	0名
公開しなかった理由			
出席者	【委員】	井ノ口委員、小谷委員、澤木委員、前迫委員、益田委員、宮川委員	
	事務局	糸井部長、道端次長、小坂課長、多々主幹、藤井主査、草野	
	その他	事業者8名	
議 題	1. 豊中市立(仮称)南校建設事業に係る環境影響評価準備書について 2. その他		
審議等の概要 (主な発言要旨)	議事録のとおり		



【事務局】

ただいまから、「令和5年度第2回豊中市環境保全審査会」を開催させていただきます。案件に入ります前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

～資料確認～

本日は会議終了後に第3回環境保全審査会にて審議予定の案件の、現地視察を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に本日の出席状況でございますが、余田委員がご欠席となっております。

「豊中市環境保全審査会規則」第4条第2項の規定に基づき、委員総数7名のうち6名のご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告します。

また、本日の会議は「豊中市環境保全審査会傍聴要領」に基づき進めておりますことを申し添えておきます。

それでは、会長に議事の進行をお願いいたします。

【会長】

それでは、次第に基づき、議事を進めさせていただきます。

豊中市立（仮称）南校建設事業に係る環境影響評価準備書について、説明をお願いします。その後、審議に入りたいと思います。

【事業者】

～概要説明～

【会長】

ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたら、お願いします。

【委員】

土壤汚染対策についてですが、予測の結果としてはこれでいいと思うが、例えば、今後、汚染土壌の処理をして、その後くい打ちとかの工事をやると思うが、その時にまた汚染が出てこないのか、後は工事中や終わった後に、もう一度調査をやる予定はあるのか？

【事業者】

現在、当該地は要届出区域になっておりますので、基本的に工事に入る前に、区域指定の解除をしてもらうことになる、その時点で一定処理は終わっていると考えています。

今土壤汚染状況調査の試料採取は終えて、報告書について行政機関の方で審査中でして、それが終わると10m区画ごとの汚染状況が明確になり、10m区画ごとの区域指定を改めて行うというステップになります。その後土対法の規定に基づいた施行手順で工事を行い、その後は、土対法上は土壤の調査をする必要はないことになっており、かつ区域指定を受けた10m区画についても指定解除をするような事業自体の要件もございませんので、現時点では工事後再度調査を行うことは考えておりません。

【委員】

工事中に何か出てくるといふ心配はないのか。

【事業者】

地歴調査を行っているので、あらかじめの状況については把握済みと認識しております。しかしながら、工事中に想定していた以上の局所的な汚染が、確認される可能性はあります。その場合は行政機関に相談をしながら必要とあれば、再度調査を行うなどの対応をします。

【委員】

やはり学校施設ということもあるので、できるだけ慎重になるべきで、工事後も調査をした方がいいのではと思う。すでに工事作業は進んでいるかと思うが、それはアセスとは関係のない範囲で行っているということか。

【事業者】

現在の作業である解体工事はアセスの対象には含まれておりません。環境影響評価の対象については供用後について予測・評価をするというように豊中市ではなっており、配慮事項のみとなっています。

【委員】

土壤汚染に関する質問だが、実際に地歴に残されている工場というのは、どういう工場だったのか。

【事業者】

個々の工場について正確な事業内容については、判明しないものがほとんどでしたが、その中で機械を製造する工場があるというのは判明しております。そうした状況を踏まえて、地歴調査では汚染の恐れの評価は広く設定するようにはしているため、土壤汚染の取りこぼしがあるような状況は避けられていると考えています。

【委員】

フッ素が割と広範囲に出ているので、機械ではなく洗浄剤のようなものを使っていたのかなと感じたが、広くやられているということなのでよいかと思う。ここに出ている結果は表層土壤の分析値か。

【事業者】

調査は、土壤汚染対策法や大阪府条例の手法に基づいて行っており、土壤汚染のおそれがあるとされる範囲に加えて、汚染の深度についても把握するような流れになっています。また、現状の地表面が最も土壤汚染の恐れがある可能性が高いとされており、深度については過去に行われた造成工事等によって地盤の高さが変わる場合は、その変わる前の地盤が第2の地表面に、排水路が埋設されている場合はその位置が第2、第3の地表面として土壤汚染の恐れのある深度となります。本調査においては、そうした深度に応じた表層調査を行っているため、土壤汚染の取りこぼしはないと考えています。

【委員】

汚染土壌は全て除去するのか、埋め立てるのか。具体的にどのような対策を考えているのか。

【事業者】

現在審査中の土壤汚染の結果によると、複数の区画において表層での土壤汚染が確認されています。その深度方向の汚染の分布は現在把握できていませんが、本工事では、基本的に掘削深度方向の範囲、例えば2.5mとした場合、その範囲の土壌について適正な形で場外処分します。また、杭打ち工事の際に発生する杭残土についても、適正に場外処分します。

【委員】

駐車場がなくなった経緯と緊急時を含めた車両への配慮を伺いたい。また、土壤汚染について、将来計画の校舎側が要届出区域となっているが、要届出区域の指定に基づいてこの範囲で調査を行ったのか。対策を行う際は、法令上の基準を満たすことは当然であるが、場所が小学校であることから、学校に通われる関係者の理解や安心・信頼が得られるような対策の検討や説明に心を配って頂きたい。

【事業者】

駐車場がなくなった経緯としては、当初、義務教育学校の建設ということ踏まえて、近隣住民や保護者の利用を想定して計画を進めてきましたが、豊中市の既存の小中学校において一般向けの駐車場を設けていないこともあり、本計画からも駐車場は除くこととしました。また、緊急車両については、敷地の東側及び南西側の2か所において緊急車両が通行可能となっています。基本的に東側を緊急車両専用としていますが、南西側は普段の給食等の搬出入に加えて緊急時の利用も可能としています。

【委員】

事業計画地北側に消防活動空地は必要ないのか。

【事業者】

消防活動空地は、消防予防課と協議のうえ、敷地の南西角に1か所設けています。計画初期には敷地東側の正門付近においても消火活動空地を設けるといった話し合いも行われました。しかし、東側は中庭やピロティ上の空間となっており、周辺も建物に覆われていることから、火災発生時に消防活動空地として利用することはできないとの消防予防課の判断により、南西角に限定して消防活動空地を設けることになりました。

【委員】

北側の屋外運動場を消防活動空地として利用し、消火活動を行うことはできないのか。

【事業者】

北側の屋外運動場を消防活動空地として利用することは、これまでの協議の中では行われませんでした。一方で、緊急時には消防の判断で利用される可能性はあります。

【委員】

北側の屋外運動場にも緊急用の入り口があれば、緊急時にそこから進入して活動することができるのではないのか。

【事業者】

土地の特性上、北側の敷地と道路に高さが違い、段差が生じていますが、それを解消するためのスロープや緊急車両専用の出入口を設けるといったことは行わないとして現在消防予防課と協議を進めています。

【委員】

南西側の通路はグラウンドまで進入可能なのか。

【事業者】

敷地境界と建物に約4.6mの幅があるため、緊急車両のグラウンドへの進入は可能です。

【委員】

将来計画図をみると、建物が敷地いっぱい配置されているが、これからの公共建物が担う役割や意義は、いかに災害時に対応できるかにあると考える。運動場は、学校で学ぶ生徒は勿論のこと地域住民が緊急時に集まる空地になると考える。本計画は、これらを踏まえた計画建物の配置や比率となっているのか。また、出入口の大きさは、例えば自衛隊がお風呂等の大きなものをトラックに積んで搬入するといったことまで想定して計画しているのか。環境影響評価以前に、豊中市としての建物の位置づけはどうなっているのか。

また、土壌汚染についても、一番心配するところであり、慎重に取り扱っていただきたい。

【事業者】

建物と空地との比率については、設計の要求水準に則った計画で検討を進めている中でこのような比率となっています。また、9年制、最大5クラスの小中一貫校として約21,000㎡、5階建と規模も大きく、相当数の生徒が敷地に入ることを想定し、テニスコートやプールも屋上に持ち上げる形で設計を進めています。一方で、学校の基準として運動場は11,000㎡確保することと定められており、その基準に達するように施設配置となっています。

【委員】

全生徒を受け入れるには、この比率の建物設計となり、これ以上の空地や緑地は配置できないということか。

【事業者】

学校教育課からの要望でもある敷地内にできるだけ多くの運動場を確保するということを1番の目標に本計画を進めています。

【委員】

災害時等も見据えて計画しているのか。

【事業者】

これまでの消防予防課との協議の中で、自衛隊の車両が運動場まで進入することを想定した話し合いは行っていません。また、想定される災害としては、神崎川の氾濫による水害の可能性が挙げられ、自衛隊が救助に入るのは、氾濫後の水が引いた時期、水が残っている場合は上空からのヘリコプターによる救助となることが想定されます。一方で、自衛隊の車両にも種類があることから、どのようなトン数のものが入ってくるかは不明なため、設計時に明確な設定はしておらず、あくまで正門周りのインターロッキング舗装や運動場舗装の仕様等、あくまで学校の基準に基づいて設定しています。ただし、水害の可能性が想定されることから、2階に避難施設（小アリーナ、大アリーナ）を配置し、水没しない計画としています。また、サーバールームも避難施設同様に2階に配置しています。さらに、そこへ至る動線として、外からアクセスしやすいよう1階と2階テラスを繋ぐ階段を設ける計画としています。

【委員】

災害時、特に水害を想定した施設設計とされているという理解でよいか。

【事業者】

そのとおりです。

【委員】

一昨日行われた都市計画審議会において、豊中市立地適正化計画の見直しが行わ

れ、防災指針を取り込むことになっている。その中でも、事業計画地のある南部地域は神崎川の決壊の恐れが指摘されている。また、3階建以上の公共施設は高潮浸水避難ビルに指定され、近隣住民が避難に集まることが想定されている。本計画では、災害時には東側の正門から速やかに2階へ避難できるといった配慮がなされていると思われる。

【委員】

豊中市では、工事中は環境影響評価の対象ではなく、主として供用後を対象に環境影響評価を行うとされているが、環境影響評価の対象とはしなくとも、配慮事項に関して準備書に明示することとなっているのか。

【事業者】

工事に関しては、環境影響評価とは別の規準や条例等に基づいて実施することとなります。一方で、環境影響評価では、評価項目の選定に関わらず、環境に関する配慮事項を工事中も含めて準備書に記載することとなっています。

【委員】

雨水の雑用水利用としては、どのようなことを考えているのか。

【事業者】

プールに溜まった雨水等を、散水や非常時のトイレ洗浄水等へ利用することを検討しています。

【委員】

プールに溜まった水を活用するという以外に、積極的な雨水利用の計画はあるのか。

【事業者】

現在検討中となっています。

【会長】

ありがとうございます。他にご意見がないようでしたら、続いて、環境保全審査会としての意見書案の作成に入りたいと思いますので、事業者の退出をお願いします。

～事業者の退場～

【会長】

それでは、「豊中市立（仮称）南校建設事業に係る環境影響評価準備書」の環境保全審査会としての意見書案について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

～「豊中市立（仮称）南校建設事業に係る環境影響評価準備書」の環境保全審査会としての意見書案について説明～

【会長】

ただ今の説明につきまして、意見、質問がありましたらお願いします。

【委員】

土壌、地下水に関して事後の安全性を確認するという文言を入れた方がよいのではないかと。

【事務局】

土対法に基づく調査は終わっており、今後調査報告書が提出され、10m 区画での汚染が確定しますが、その後法律を超えて措置を求めることは難しいと考え、「より一層の環境保全対策の実施に努めること」との文言を入れた意見書案を作成しています。

【委員】

事業者から説明があったとおり、土壌汚染に関する対策はされるものと思われ、工事中の飛散防止、適切な搬出さえされれば十分だと考える。

【会長】

それでは、事後の安全確認については入れないということによろしいですね。土壌汚染対策はしっかり実施していることを近隣住民や児童の父兄の方へ納得してもらうような説明や情報提供をするようなことをやった方がいいのではないかと。

【委員】

土壌汚染と聞くと驚かれて、不安な気持ちになって汚染土壌はすべて取り除いてほしいなどの要望があり、必要な措置と一般の方との意識の乖離が出てしまうことがあるため、配慮してもらった方がいいと思う。

【委員】

意見書案の前文中に、「本事業の実施が地域の環境保全に影響を及ぼすことは少ない」と記載があるが、「少ない」ではなく、「ない」ではないか。これまでこのような記載なのか。

【事務局】

これまで「少ない」と記載している。

【会長】

土壌、地下水のところに、「地域住民や児童の父兄に安全性に関する説明をする」というような文言を付けるようにしてはいかがか。

【事務局】

リスクコミュニケーションという言葉がありますので、それを追加したらどうでしょうか？

【委員】

それでいいと思います。

【会長】

その他意見はございますか。

～意見なし～

【会長】

それでは、事務局提案の意見書案につきましては、今回の審議における意見等を踏まえ、事務局で修正していただきたいと思います。なお、環境保全審査会としての意見書案の最終調整については、会長に一任という形で了解をいただき、環境保全審査会としての意見書として、市長に報告とさせていただきます。

【会長】

本日予定しておりました案件は終了しましたが、これから現地視察に向かいます。その前に事務局からその他の事項としまして何かありますか。

【事務局】

近日、本審査会を開催する予定について改めてお知らせします。本日これから現地視察を予定しております、2案件につきまして、2月16日に第3回環境保全審査会を開催する予定になります。よろしくお願い致します。

また、会長よりご説明がありましたように、本日の案件に対する環境保全審査会の市長意見書案につきましては会長と事務局との間で、最終調整させていただき、とりまとめ次第、委員の皆さんへご送付させていただきますので、よろしくお願い致します。

【会長】

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして本日予定の案件は終わりました。進行を事務局にお返しします。

【事務局】

会長ありがとうございました。

それでは、これを持ちまして、会議は終了となりますが、冒頭申し上げた通り、これより、次回審査予定案件の現地視察を行います。これより移動を行いますので、ご準備をお願いいたします。

～現地視察へ出発～